

5.2 環境の保全についての配慮事項

本事業の調査計画書段階における環境の保全について配慮した事項は、以下に示すとおりである。

5.2.1 回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象域

「さいたま市環境影響評価技術指針」（平成 17 年、さいたま市）では、“対象事業の実施により重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域については、対象事業の構想立案の早期の段階において、対象事業に伴う重大な環境影響の回避を検討するもの”としている。

同指針では、重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域として、以下の 2 つを掲げている。

- ・別表 4 に掲げる自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域
- ・別表 5 に掲げる調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関係する地域

(1) 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

「さいたま市環境影響評価技術指針」別表 4 に掲げられた、自然環境の保全を目的とした法令等の規定により指定された地域と計画地及び周辺の指定状況は、表 5.2-1 に示すとおりである。

計画地には、「埋蔵文化財包蔵地」として、西大宮バイパス No.4 遺跡（C-79 号）が、計画地周辺には、「指定文化財」として、方墳大塚古墳等が存在する。

表 5.2-1 自然環境の保全を目的とした法令等の規定により指定された地域

根拠法令等	指定地域等	指定の有無	
		計画地	計画地周辺
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	×	×
文化財保護法	指定文化財等の所在場所	○	○
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園	×	×
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地 ふるさとの森	×	×

(2) その他の配慮される地域

「さいたま市環境影響評価技術指針」別表5に掲げられた、調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に関する地域とその分布状況及び関連する環境影響評価項目は、表5.2-2(1)、(2)に示すとおりである。

表5.2-2(1) その他の配慮される地域とその分布状況及び関連する環境影響評価項目

区分	配慮されるべき地域	計画地及び周辺の該当状況		関連する環境影響評価項目
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	△	計画地周辺には、項目により環境基準を上回る地域がある。	大気質 騒音
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△	計画地周辺には、保全対象となる施設が分布している。	大気質 騒音 振動
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	×	計画地及び周辺には、閉鎖性水域等は分布しない。	—
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	×	計画地及び周辺には、水道水源につながる地下水は分布しない。	—
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	△	計画地周辺には、水田等が分布する。	水質 水象
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	×	計画地は、土地区画整理事業地で、その地上部に物流施設を建設するものであり、土地の改変量は小さい。	—
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	保存すべき地形、地質及び自然現象	×	計画地及び周辺には、保存すべき地形、地質及び自然現象は分布しない。	—
	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	△	計画地周辺には、保全すべき種の生息・生育が確認されている。	動物 植物 生態系
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域・地形その他生態系保護上特に重要な地域	×	計画地及び周辺には、生態系保護上特に重要な地域は分布しない。	—
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること	△	計画地周辺には、動植物の生息・生育空間が分布する。	動物 植物 生態系

注) ○: 計画地が該当する

△: 計画地周辺に該当する区域がある

×: 計画地及び周辺は該当しない

表 5.2-2(2) その他の配慮される地域とその分布状況及び関連する環境影響評価項目

区分	配慮されるべき地域	計画地及び周辺の該当状況	関連する環境影響評価項目
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等さいたま市の原風景や特色ある情景を形作っている景観	×	計画地及び周辺には、さいたま市の原風景や特色ある情景を形作る景観はない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	×	計画地及び周辺には、古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中ではぐくまれてきた自然環境はない。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	×	計画地及び周辺には、すぐれた風景地等の人が自然とふれあう場はない。
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	△	計画地周辺には、身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場として、番場公園がある。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	○	計画地には、周知の埋蔵文化財包蔵地がある。
人の生活の豊かさに関する留意されるべき配慮事項	コミュニティ施設等地域住民が日常的にコミュニティ活動を行う場	△	計画地周辺には、宮前一丁目自治会館等がある。
	既に交通渋滞等が発生し、又は発生するおそれがある地域	△	計画地周辺には、時間帯により渋滞が発生している箇所がある。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	×	計画地及び周辺には、災害の危険性のある地域はない。

注) ○ : 計画地が該当する

△ : 計画地周辺に該当する区域がある

× : 計画地及び周辺は該当しない

5.2.2 調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容

(1) 環境配慮の基本方針

本事業の実施にあたっては、地域住民の安全を確保し、周辺の生活環境に配慮した計画とする。

また、工事中及び施設の稼働に際しては、地域環境への影響を最小限にできるよう、地域社会との共生を図れるよう、以下の事項について配慮する。

(2) 自然環境との調和

- ・建築物等の色彩は、原色の使用を避け落ち着きのある色調とし、街並みとの調和に十分に配慮したものとする。

(3) 周辺道路の交通影響の緩和

- ・施設関連車両の出入口について、交通量が多い国道16号（西大宮バイパス）側には、入口を設けないことにより、施設関連車両の減速による一般車両の交通流への影響の緩和に努める。

(4) 周辺の生活環境への配慮

- ・資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生防止を図る。
- ・資材運搬等の車両や施設関連車両に対して、アイドリングストップを周知する。
- ・汚水排水は、下水道へ放流する。
- ・敷地内の緑化を行い、雨水の地下浸透の促進を図る。

5.2.3 今後事業計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針

今後の事業計画の熟度に応じて配慮していく事項については、各種の現地調査結果や、より詳細な事業計画に基づき、自然環境との調和、地域環境の保全、省エネルギー・省資源の推進等に配慮した、適切な事業計画を立案する方針である。

5.2.4 配慮が困難な事項及びその理由

配慮が困難な事項については、特にない。

5.2.5 その他

その他の事項については、特にない。